

速報

貸付用不動産の相続税評価額が見直しに

税理士が解説

令和  
8年度

# 税制改正 セミナー

令和8年度税制改正大綱(2025年12月19日公表)によると、  
貸付用不動産の評価方法について見直しが入るとされています。  
相続税評価額の見直しを含む税制改正は、資産の考え方や建築時期に  
影響します。将来に備えた判断ができるよう、  
税理士を招いて制度変更の要点をわかりやすく解説します。

参加無料  
予約制  
20名様

2026. **7/13** 月

13:30~15:30 (受付開始 13:00)

会場 フレンディア (キュポ・ラ本館棟 4F)

住所 埼玉県川口市川口1-1-1

アクセス JR「川口」駅東口より徒歩2分



## 城北信用金庫

朝日町支店  
〒332-0001 埼玉県川口市朝日6-7-1  
TEL.048-224-1121

主催

## 積水ハウス株式会社

埼玉南シャームゾン支店  
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町4-26-15

共催

宅建業免許：国土交通大臣免許(16)第540号 建設業許可：国土交通大臣許可(特・般-7)第5295号  
(一社)不動産協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

本セミナーでは相続税評価額の見直しを含む最新の税制改正大綱のポイントをわかりやすく解説します。相続や承継、資産形成、建築など、これからの最適な選択のために、ぜひこの機会をお役立てください。

セミナー講師

鈴木洋輔税理士事務所 所長 鈴木 洋輔 氏

こんな注目改正も



物価上昇に応じた  
基礎控除の  
引き上げ



住宅ローン控除  
の延長



教育資金非課税贈与  
の廃止  
など

不動産を活用した相続対策はどうなる？

貸付用不動産の  
相続税評価額が見直しに



税制改正大綱\*によると、貸付用不動産の評価方法について見直しが入るとされています。

●改正の概要

- ▶対象①：被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産
- ▶評価額の目安：取得価額の80%程度で評価
- ▶対象②：小口不動産（取得時期にかかわらず）
- ▶評価額の目安：買取価格等（または①と同様に80%評価）

※令和8年6月現在の税法および「令和8年度税制改正大綱」（令和7年12月19日公表）等に基づいて制作しております。大綱等に基づく関連法案が国会で成立するまで内容は決定したものではありませんのでご了承ください。

お申込み方法 : お電話・FAX または お近くの支店までお問い合わせください。

電話

048-224-1121

城北信用金庫 朝日町支店

●受付時間/9:00~15:00 ●定休日/土日祝

FAX

048-224-3678

【お申込み締切： 7/10(金) 15:00】

ふりがな	ご年齢 歳	セミナー <input type="checkbox"/> 参加する [ 名 ]
お名前		<input type="checkbox"/> 後日相談したい ご相談の内容 個別相談 (任意)
電話番号		
〒 ー ご住所		

お客様情報の利用目的について / この度お預かりするお客様情報は、「住まい」「住環境」「街づくり」全般に及ぶ、城北信用金庫、積水ハウスグループの事業における商品・サービス案内のご送付・お届けや実際の商品・サービスの提供等に利用させて頂くこととなります。詳細は、「個人情報保護方針」「お客様情報保護方針」として、城北信用金庫ウェブサイト (<https://www.johokubank.jp>)、積水ハウスウェブサイト (<https://www.sekisuihouse.co.jp>) において公表し、また、弊社各事業所においても書面を常備しております。



城北信用金庫



SEKISUI HOUSE